AI 利用を踏まえたデータ関連契約のポイント

～平成 30 年改正不正競争防止法(限定提供データ創設等)、経済産業省「AI・データの利活用に関する契約ガイドライン」の解説等～

●プログラム●

【開催主旨】

平成 30 年改正不正競争防止法により、AI 等によるデータ利活用を促進する目的で、自動走行自動車用データ等のデータが「限定提供データ」として保護されることになりました。

そこで、本セミナーでは、はじめに、平成 30 年改正不正競争防止法について解説します。次に、データ関連契約を検討する上での基礎となるデータ等の法的概念、及び、AI 技術について解説します。最後に、経済産業省「AI・データ利活用ガイドライン」を踏まえて、①何も契約で定めなかった場合はどうなるのか、②契約で定めることにより何が獲得できるのか、③契約交渉においてどこまでであれば譲歩可能であるか、といった観点から重要な検討項目・条項について詳しく解説します。

◆日　時：　2019 年 3 月 28 日（木）　13:30～17:00

◆会　場：　東京・麹町　「企業研究会 セミナールーム」

◆講　師：　西村あさひ法律事務所　弁理士・弁護士　濱野 敏彦氏

【略歴】

2002 年東京大学工学部卒業。同年弁理士試験合格。2004 年東京大学大学院新領域創成科学研究科修了。2007 年早稲田大学法科大学院法務研究科修了。2009 年西村あさひ法律事務所入所。同年弁理士登録。2011-2013 年新日鐵住金㈱知的財産部知的財産法務室出向。
大学・大学院の 3 年間、AI の基礎技術であるニューラルネットワークの研究室に所属していたため、AI についても詳しい。

【著書】

『秘密保持契約の実務』（共編著、中央経済社、2016 年）
『知的財産法概説』（共著、弘文堂、2013 年）
『クラウド時代の法律実務』（共著、商事法務、2011 年）等

●参加要領●

一般社団法人 企業研究会　セミナー事務局宛　FAX　03-5215-0951

＊当会ホームページ（https://www.bri.or.jp）からもお申込みいただけます

●受講料● 1 名〈税込み、資料代含む〉

正会員	34,560 円	本体価格 32,000 円
一　般	37,800 円	本体価格 35,000 円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日（開催日１週間～１０日前までに）受講票・請求書をお送り致します。
●申込書をＦＡＸにてご送信いただく際は、ＦＡＸ番号をお間違えないようご注意下さい。
●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔ＴＯＰ〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。
●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただくこともありますので、ご了承下さい。

一般社団法人企業研究会
担当：村野　E-mail murano@bri.or.jp
〒102-0083　東京都千代田区麹町 5-7-2
ＭＦＰＲ麹町ビル 2F　(旧 麹町 M-SQUARE)
TEL 03-5215-3512　FAX 03-5215-0951

182183-1301	※2019. 3. 28 AI 利用を踏まえたデータ関連契約のポイント		
会社名			
住　所	〒		
TEL		FAX	
部課 役職		ﾌﾘｶﾞﾅ お名前	
e-mail			
部課 役職		ﾌﾘｶﾞﾅ お名前	
e-mail			

*申込書にご記入頂きました個人情報は、本研究会に関する確認・連絡及び弊会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

AI 利用を踏まえたデータ関連契約のポイント

～平成 30 年改正不正競争防止法(限定提供データ創設等)、経済産業省「AI・データの利活用に関する契約ガイドライン」の解説等～

１．平成 30 年改正不正競争防止法

（１）限定提供データ創設の背景、定義、侵害行為、救済措置

（２）限定提供データの提供者側・利用者側の実務上の留意点

２．データの法的性質

（１）データの法的性質(データの利用の可否、「所有」•「共有」の意味等)

（２）データに発生し得る権利との関係（営業秘密、限定提供データ、著作権等）

（３）データ利用により発生した派生物・成果物の事実上の支配と、権利帰属

（４）グローバルで理解すべき個人データの保護体系

３．AI 技術

（１）AI 技術の整理

（２）AI 技術の利用例と、留意すべき技術用語

（３）AI 技術の利用により発生した成果物の事実上の支配と、権利帰属

（４）AI 技術の現在の傾向と今後の方向性（XAI(説明可能な AI)等）

４．データ関連契約の契約条項

（１）データ関連契約(データ利用契約、AI 関連ソフトウェア開発契約・利用契約)の現状

（２）経済産業省「AI・データ利活用に関する契約ガイドライン」の

重要な検討項目・条項に沿った交渉ポイントの解説